

公 告

佐賀県住生活基本計画（令和 8 年度版）策定業務委託（以下「業務」という。）について、公募型プロポーザル方式で行いますので、参加資格確認申請書等の受付の期間及び方法を次のとおり公告します。

令和 7 年 6 月 5 日

佐賀県県土整備部建築住宅課長

1 業務の概要

- （１）発注機関名 県土整備部建築住宅課
- （２）業務名 佐賀県住生活基本計画（令和 8 年度版）策定業務委託
- （３）業務場所 県下全域
- （４）業務内容 「佐賀県住生活基本計画」の計画（案）の作成
- （５）業務予定期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 19 日まで

2 提案書の提出を求める者（以下「提案書提出者」という。）に関する事項

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

- （１）佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和 28 年佐賀県規則第 21 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき「都市計画及び地方計画」部門又は「建築士事務所」部門の入札参加資格の決定（公告日時点）を受けていること。
- （２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- （３）「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」による指名停止を、本業務の参加資格確認申請書の提出期限日から開札の日までの間受けていない者であること。
- （４）本業務の参加資格確認申請書の提出期限日の 6 か月前から開札の日までの間に、金融機関等において、不渡り手形等を出していない者であること。
- （５）本業務の開札の日までに、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続きの申立がなされた者でないこと。
- （６）本業務の他の参加資格確認申請書提出者と資本又は人事面において強い関連がある者でないこと。

「資本又は人事面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ア 法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 4 条第 2 項及び第 4 項に該当する者(会社)。
- イ 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 3 号

に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他の会社の役員を現に兼ねている会社。

(ア) 株式会社の取締役。ただし、次の a から d に掲げる者を除く。

a 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等である取締役

b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(イ) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ウ) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

(エ) 組合の理事

(オ) その他業務を執行する者であって、(ア) から (エ) までに掲げる者に準ずる者

ウ 一方の会社の役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員の職にある会社。

(7) 佐賀県暴力団排除条例(平成 23 年佐賀県条例第 28 号)第 2 条第 4 号に規定する暴力団等でないこと。

「佐賀県暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)

イ 暴力団員(法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。)

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

ク 役員等(法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人(営業を営む者に限る。以下同じ。))にあっては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。)にイからキまでに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人

ケ イからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

(8) 本業務と同種又は類似の業務について、平成 22 年 4 月 1 日から公告日までに元請けとして完了した実績を 1 件以上有すること。

＊同種業務：住生活基本法に基づく都道府県の住生活基本計画（住宅マスタープランも含む）策定業務

＊類似業務：市町村の住生活基本計画（住宅マスタープランも含む）策定業務

なお、上記のうち、その業務内容が、一部の調査、分析業務の範囲を超えず、計画案の作成など計画全般に関わる業務でないものは、同種及び類似業務とみなさない。

また、市町村の一部の地域・地区、団地を対象としたものや住宅に係る総合的な計画でなく特定課題に対応した計画策定業務についても同種及び類似業務とみなさない。

(9) 下記の要件を満たす各技術者を配置すること。なお、ここでの同種又は類似業務は(8)のとおりとする。

ア 管理技術者

- ・技術士（建設部門の都市及び地方計画）、一級建築士、RCCM（都市計画及び地方計画）、二級建築士のいずれかの資格保有者とする。
- ・平成 22 年 4 月 1 日から公告日までに完了した同種又は類似業務において、管理技術者、担当技術者又は照査技術者のいずれかとして、1 件以上の実績を有する者。
- ・令和 7 年 6 月 5 日現在、500 万円以上の手持ち業務の契約金額合計が 3 億円未満かつ手持ち業務の件数が 10 件未満である者。

イ 担当技術者

- ・令和 7 年 6 月 5 日現在、500 万円以上の手持ち業務の契約金額合計が 3 億円未満かつ手持ち業務の件数が 5 件未満である者。

ウ 照査技術者（管理技術者に同じ。ただし、手持業務量の要件については除外する。）

(10) 九州内（沖縄を除く）に本店又は支店若しくは営業所を有すること。

3 参加資格確認申請書及び提出資料

(1) 参加資格確認申請書（様式第 1 号）

(2) 同種（類似）業務実績調書（様式第 1－1 号）

（業務の実績を証する書類として TECRIS 又は契約書等の写しを添付すること。）

(3) 配置予定技術者調書（様式第 1－2 号）

（資格を証する書類として技術者証等の写しを、業務の実績を証する書類として TECRIS 又は契約上の届出等の写しを添付すること。）

(4) 管理技術者・担当技術者の手持ち業務一覧表

(5) 営業所一覧表

(6) 誓約書

4 参加資格確認申請書及び提出資料の受付期間等

下記の期間、下記の受付場所に郵送（書留などの配達記録が残る方法によること。）、持参もしくは電子メール（着信を確認すること。）で受け付ける。

<受付期間>

令和7年6月5日（木）から令和7年6月16日（月）16時まで（県の休日を除く。）

なお、郵送による場合も、上記の日時までに下記受付場所に必着とする。

<受付場所>

佐賀県県土整備部建築住宅課住宅計画担当

（〒840-8570 佐賀市城内1-1-59）

電話番号 0952-25-7165

メールアドレス kenchikujuutaku@pref.saga.lg.jp

5 提案書提出者の参加要件の確認

提出資料を審査し、提案書提出者としての参加要件を確認し、令和7年6月18日（水）までに電子メールで通知する。

本件プロポーザルの提案書を提出できるのは、技術提案書提出選定通知を受けた者に限る。

6 非選定通知を受けた者に対する非選定理由の説明

非選定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の休日を含まない。）以内に、書面（様式は任意）により、発注者に対して選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

発注者は、上記の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（県の休日を含まない。）以内に、書面により回答する。

理由説明について不服がある者は、書面による回答を受けた日の翌日から7日（県の休日を含まない。）以内に書面により、佐賀県建設工事入札審査会に苦情申立てを行うことができる。

苦情申立てが行われた場合には、契約の中止、解除等が行われる場合がある。

7 提案書の受付期間

提案書は、下記の期間、下記の受付場所に郵送（書留などの配達記録が残る方法によること。）、持参もしくは電子メール（着信を確認すること。）で受け付ける。

<受付期間>

令和7年6月19日（木）から令和7年7月3日（木）16時まで（県の休日を除く。）

なお、郵送による場合も、上記の日時までに下記受付場所に必着とする。

<受付場所>

佐賀県県土整備部建築住宅課住宅計画担当

（〒840-8570 佐賀市城内1-1-59）

電話番号 0952-25-7165

メールアドレス kenchikujuutaku@pref.saga.lg.jp

<その他>

提案書の様式は、様式第4－1号、様式第4－2号、様式第4－3－1号、様式4－3－2号、様式第4－4号、様式第4－5号、様式第4－6号によるものとし、要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

8 提案書に関するヒアリング

(1) 実施場所、日時及び出席者

ア 実施場所：旧自治会館（佐賀市城内1丁目5－14）

イ 実施日時：令和7年7月14日（月）（予定）（実施時間は協議の上、決定する。）

ウ 出席者：管理技術者又は担当技術者で2名以内とする。なお、原則として代理者の出席は認めない。

(2) ヒアリング項目

ア 管理技術者（又は担当技術者）の経歴について

イ 管理技術者（又は担当技術者）の業務実績について

ウ 業務の実施方針、業務のフローチャート・工程計画及び特定テーマに対する取り組み方法等について

(3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

(4) ヒアリングに出席しない場合

受注意思がないものとみなし、原則として特定しないものとする。ただし、病気、交通機関の事故等真にやむを得ない理由で出席できないと判断される場合は、この限りではない。（該当する場合はその旨を理由と共に書面（書式自由、ただし、A4版とする。）にて提出すること。）

(5) その他

ヒアリングの詳細については、提案書の作成説明書、ヒアリング実施要領及び提案書評価要領（1）、（2）を参照すること。

9 評価について

(1) 評価基準は別紙評価要領のとおりとする。

(2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

(3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

10 最優秀提案者の特定、非特定通知について

(1) 特定通知及び協議

提出のあった提案書を審査し、最適なものを特定する。特定した提案書の提出者（以下、「最優秀提案者」という。）に対して特定した旨の通知を令和7年7月15日（火）までに電子メー

ルで行う。なお、最優秀提案者と協議を行い、随意契約を行う。

- (2) 最優秀提案者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から最優秀提案者を特定する。
- (3) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、特定テーマに対する技術提案の評価点が高い者を最優秀提案者とする。
- (4) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得た者のうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続きを行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

- (5) 提案書の非特定通知及び非特定理由の説明

特定しなかった者に対して、特定しなかった旨及び特定しなかった理由を通知する。

非特定の通知を受けた者は通知をした日の翌日から起算して5日（県の休日を含まない。）以内に、書面（様式は任意）により、発注者に対して特定されなかった理由についての説明を求めることができる。

発注者は、上記の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（県の休日を含まない。）以内に、書面により回答する。

11 その他

- (1) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

- (2) 公告の内容及び提案書についての質問の受付及び回答

ア 質問の受付

本業務に関する質問は、文書（様式第5号、規格はA4版）により行うものとし、電子メールで受け付ける。ただし、着信を確認すること。

なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを併記すること。

<質問の受付担当課>

佐賀県県土整備部建築住宅課住宅計画担当

(〒840-8570 佐賀市城内1-1-59)

電話番号 0952-25-7165

メールアドレス kenchikujuutaku@pref.saga.lg.jp

<質問の受付期間>

令和7年6月5日(木)から令和7年6月25日(水)16時まで

イ 質問に対する回答

質問を受理した場合、県のホームページ上で回答を掲載する。併せて、質問のあった者に対してのみ、回答を掲載した旨の電話連絡をする。重要な回答が掲載される場合もあるため、質問していない場合であっても、公告に記載している回答期限内は、適宜、ホームページを確認すること。

(3) 前金払 有 (令和7年度：令和7年度の履行高予定額の30%以内)

(令和8年度：令和8年度の履行高予定額の30%以内)

(4) 部分払 有

(5) 契約事務上の注意事項

各年度の履行高予定額は、契約書作成の日までに通知する。

なお、各年度の履行高予定額の割合は、令和7年度30%、令和8年度70%を予定している。

(6) 県から取得した資料(電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。)を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用しないものとする。

(7) 個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)に基づき適切に管理すること。

(8) その他、提案書の作成説明書及び特記仕様書による。

本業務の案件名称は、落札決定通知時に変更する場合があるので注意すること。